

## 許可申請書

(第一面)

不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

金融庁長官  
国土交通大臣 殿  
知事申請者 商号又は名称  
本店所在地代表者氏名  
電話番号申請事務  
担当者名  
電話番号  
メールアドレス

印

許可番号	金融庁長官 国土交通大臣 知事 第 号
許可年月日	

◎ 商号又は名称及び住所

フリガナ 商号又は名称	
住所	

◎ 資本金又は出資の額（単位：円）

	円
--	---

◎ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項  
の免許に関する事項

免許番号	第 号
免許年月日	年 月 日
有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

◎ 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第29条  
の登録に関する事項

登録番号	財務（支）局長（金商） 第 号
------	--------------------

◎ 法第2条第4項各号の種別

1. 第1号  
 2. 第2号  
 3. 第3号  
 4. 第4号

◎ 法第49条第1項各号に規定する事業の種別

1. 第1号に規定する事業  2. 第2号に規定する事業

◎ 不動産特定共同事業及び宅地建物取引業以外に行っている事業の種類

事業の種類	

◎ 役員に関する事項

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	

(第三面)

◎ 事務所に関する事項

事務所の別	
事務所の名称	

所在地	
電話番号	

◎ 不動産特定共同事業法施行令（平成6年政令第413号）第3条で定める使用人に関する事項

フリガナ	
氏名	
住所	

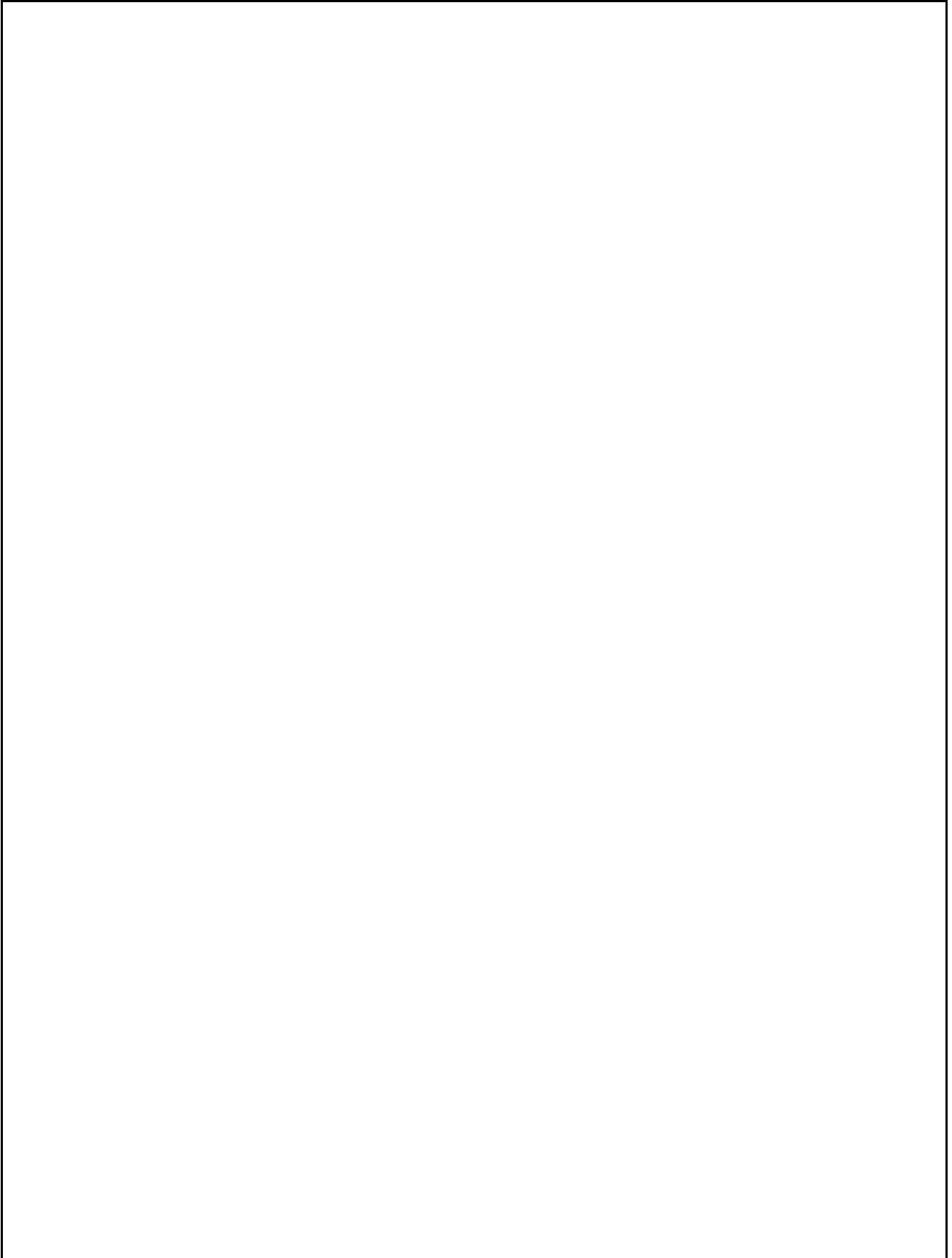
◎ 法第17条第1項に規定する者に関する事項

登録番号	第	号	ー
フリガナ			
氏名			
住所			

登録番号	第	号	ー
フリガナ			
氏名			
住所			

(第四面)

## 不動産特定共同事業に係る業務の方法





# 対象不動産変更型契約に係る業務に従事する者の証明書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日


商号又は名称  
本店所在地

代表者氏名



◎ 対象不動産変更型契約に係る業務に従事する者に関する事項

フリガナ 被証明者氏名	
----------------	--

職務内容	
上記職務の遂行に係る部署	
在職期間	自 _____年 _____月 _____日 至 _____年 _____月 _____日
証明者	商号又は名称 所在地 業種 代表者氏名 
現職の内容	(不動産特定共同事業に関する 業務)

(第七面)

登録免許税納付書・領収証書又は証紙はり付け欄

(消印してはならない。)

## 記載要領

### 1 各面共通事項

- ① 「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること

（記入例）03-5253-8111

- ② 「本店所在地」、「住所」及び「所在地」の欄には、市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）霞ヶ関2－1－3      [霞ヶ関2丁目1番3号の場合]

- ③ 1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

### 2 第一面関係

- ① 「免許番号」の欄には、下表により該当する者を記入するとともに、免許番号を記入すること。

国土交通大臣	千葉県知事	愛知県知事	広島県知事	宮崎県知事	北海道知事（オホ）
青森県知事	東京都知事	三重県知事	山口県知事	鹿児島県知事	北海道知事（胆振）
岩手県知事	神奈川県知事	滋賀県知事	徳島県知事	沖縄県知事	北海道知事（日高）
宮城県知事	新潟県知事	京都府知事	香川県知事	北海道知事（石狩）	北海道知事（十勝）
秋田県知事	富山県知事	大阪府知事	愛媛県知事	北海道知事（渡島）	北海道知事（釧路）
山形県知事	石川県知事	兵庫県知事	高知県知事	北海道知事（檜山）	北海道知事（根室）
福島県知事	福井県知事	奈良県知事	福岡県知事	北海道知事（後志）	
茨城県知事	山梨県知事	和歌山県知事	佐賀県知事	北海道知事（空知）	
栃木県知事	長野県知事	鳥取県知事	長崎県知事	北海道知事（上川）	
群馬県知事	岐阜県知事	島根県知事	熊本県知事	北海道知事（留萌）	
埼玉県知事	静岡県知事	岡山県知事	大分県知事	北海道知事（宗谷）	

- ② 「事業の種類」の欄には、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令に基づく告示（平成5年総務庁告示第60号）による日本標準産業分類表大分類による業種を記載すること。なお、不動産特定共同事業及び宅地建物取引業以外に行っている事業がない場合には、空欄とすること。

### 3 第二面関係

「役員」とは、業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者がいい、いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を記入すること。

（例）代表取締役、取締役、会計参与、監査役、代表執行役、執行役、代表社員、理事、監事等

### 4 第三面関係

- ① 第三面は、事務所ごとに作成すること。

- ② 「事務所の別」の欄には、「主たる事務所」か「従たる事務所」の別について記入すること。

- ③ 「登録番号」の欄には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第18条の規定により登録を受けた登録番号を記入すること。この際、登録を受けている都道府県知事については、下表により該当する都道府県知事を記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の－（ダッシュ）の後ろに「1」を記入すること。



(記入例)

東京都知事 第 000100 号 ー

[東京都知事登録第000100号の場合]

青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事	北海道知事 (空知)
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事	北海道知事 (上川)
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事	北海道知事 (留萌)
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事	北海道知事 (宗谷)
山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事	北海道知事 (オホ)
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	沖縄県知事	北海道知事 (胆振)
茨城県知事	福井県知事	兵庫県知事	愛媛県知事	北海道知事 (石狩)	北海道知事 (日高)
栃木県知事	山梨県知事	奈良県知事	高知県知事	北海道知事 (渡島)	北海道知事 (十勝)
群馬県知事	長野県知事	和歌山県知事	福岡県知事	北海道知事 (檜山)	北海道知事 (釧路)
埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事	北海道知事 (後志)	北海道知事 (根室)

5 第四面関係

業務の内容、業務運営に関する規則等、不動産特定共同事業の業務の方法に関する事項を記載すること。

6 第五面関係

「事業の種類」については、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令に基づく告示（平成5年総務庁告示第60号）による日本標準産業分類表細分類による業種を記載すること。

7 第六面関係

① 第六面は、対象不動産変更型契約に係る業務に従事する者の1人1人についてそれぞれ作成すること。

② 「職務内容」の欄には、被証明者が対象不動産変更型契約に係る業務を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有することを証明する、その者の経歴について記載すること。



## 添付書類 (2) - 1

相談役及び顧問の氏名及び住所

役	職	名	
フ	リ	ガ	ナ
氏			名
住			所

役	職	名	
フ	リ	ガ	ナ
氏			名
住			所

役	職	名	
フ	リ	ガ	ナ
氏			名
住			所

役	職	名	
フ	リ	ガ	ナ
氏			名
住			所

役	職	名	
フ	リ	ガ	ナ
氏			名
住			所

役	職	名	
フ	リ	ガ	ナ
氏			名
住			所

役	職	名	
フ	リ	ガ	ナ
氏			名
住			所

## 添付書類 (2) - 2

100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者の  
商号若しくは名称又は氏名、住所及びその有する株式の数又はその者のなした出資の額

フリガナ 法人の商号若しくは 名称又は氏名	
保有株式の数 (出資金額)	
出資割合	%
住所	

フリガナ 法人の商号若しくは 名称又は氏名	
保有株式の数 (出資金額)	
出資割合	%
住所	

フリガナ 法人の商号若しくは 名称又は氏名	
保有株式の数 (出資金額)	
出資割合	%
住所	

フリガナ 法人の商号若しくは 名称又は氏名	
保有株式の数 (出資金額)	
出資割合	%
住所	

フリガナ 法人の商号若しくは 名称又は氏名	
保有株式の数 (出資金額)	
出資割合	%
住所	

## 添 付 書 類 ( 2 ) - 3

役員が法人である場合の当該法人の商号又は名称並びに  
当該役員の職務を行うべき者の氏名及び住所

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

# 添付書類 (3)

## 事務所を使用する権原に関する書面

事項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約の相手方	契約日	契約期間	契約形態	用途
(事務所の名称) (所在地)			年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日		
(事務所の名称) (所在地)			年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日		
(事務所の名称) (所在地)			年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日		
(事務所の名称) (所在地)			年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日		
(事務所の名称) (所在地)			年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日		

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

商号又は名称

本店所在地

代表者氏名



# 添付書類 (4) - 1

## 略歴書

フリガナ氏名			
職名		生年月日	年 月 日
住所			
略歴	期間	従事した職務の内容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
上記のとおり相違ありません。			
_____年 _____月 _____日			
氏名			印

# 添付書類 (4) - 2

## 法人の沿革

フリガナ 商号又は名称	
フリガナ 代表者の氏名	
本店所在地	
電話番号	
設立年月日	
設立の経緯	
設立後の 経緯	年 月 沿革の内容
賞罰	年 月 日 賞罰の内容
上記のとおり相違ありません。	
_____年 _____月 _____日	
代表者氏名	
(印)	



# 添付書類 (4) - 3

## 実務経験証明書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

商号又は名称  
本店所在地

代表者氏名

印

フリガナ 被証明者氏名	
----------------	--

実務経験内容及び在職期間	
職務内容	
在職期間	自 _____年 _____月 _____日 至 _____年 _____月 _____日 _____年 _____月間
実務経験内容及び在職期間	
職務内容	
在職期間	自 _____年 _____月 _____日 至 _____年 _____月 _____日 _____年 _____月間

証 明 者	
許可番号	金融庁長官 国土交通大臣 第 _____号 知事
商号又は名称	
代表者氏名	

印

# 添付書類 (4) - 4

## 業務管理者資格届出書

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

商号又は名称

本店所在地

代表者氏名

印

業務管理者氏名	
登録証明事業名	
登録番号	
登録年月日	
有効期限	

## 添付書類 (5)

不動産特定共同事業の業務を執行するための組織に関する事項

# 添付書類 (6)

## 誓約書

( 商 号 又 は 名 称 ) は、  
不動産特定共同事業法（平成6年法律第77条）第6条各号  
に該当しない者であることを誓約します。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

商号又は名称

本店所在地

代表者氏名



金融庁長官  
国土交通大臣 殿  
知事

## 記載要領

### 1 各面共通事項

- ① 「本店所在地」、「住所」及び「所在地」の欄には、市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」ごとにそれぞれ一（ダッシュ）で区切り、記入すること。

(記入例) 霞ヶ関 2-1-3 [霞ヶ関 2丁目 1番 3号の場合]

- ② 1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

### 2 添付書類(2)-2

「出資割合」の欄には、株式会社にあつては当該株主が保有する株式の発行済株式総数に対する割合を、その他の法人にあつては当該出資者が出資をした額の出資金総額に対する割合を記入すること。

### 3 添付書類(3)

- ① 「所有者」の欄には、事務所の所有者の商号若しくは名称又は氏名及び法人にあつては、その代表者の氏名を記入すること。
- ② 「事務所の所有者が申請書と異なる場合」の欄には、事務所の所有者が許可申請者と異なる場合にのみ次に従い記入すること。
  - ア 「契約形態」の欄には、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
  - イ 「用途」の欄には、土地建物登記簿謄本、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書に記載された用途（事務所等）を記入すること。

### 4 添付書類(4)-1

- ① 生年月日については、和暦（大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）にて記入すること。
- ② 役員（法人であるものを除く。）、不動産特定共同事業施行令（平成6年政令第413号）第3条で定める使用人及び事務所ごとに置かれる不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第17条第1項に規定する者の1人1人についてそれぞれ作成すること。  
なお、「賞罰」の欄は、法第6条第6号ハからチのうち該当するものを全て記入すること。

### 5 添付書類(4)-2

役員が法人である場合に、当該法人について作成すること。なお、「賞罰」の欄は、法第6条第3号及び第5号のうち該当するものを全て記入すること。

### 6 添付書類(4)-3

実務経験が複数の法人にわたる場合には、法人毎に作成すること。

### 7 添付書類(4)-4

不動産特定共同事業法施行規則（平成7年大蔵省・建設省令第2号）第17条第1項第3号に規定する登録証明事業による証明を受けている者の1人1人についてそれぞれ作成すること。なお「登録証明事業名」の欄には、当該証明に係る事業の名称を記入すること。

### 8 添付書類(5)

不動産特定共同事業の業務を執行するための組織に関する事項としては、役職員の構成、組織図及び各組織が担当する業務の概略、業務運営体制、重要な業務を担当する者の知識及び経験などを記載すること。

(第一面)

# 変更許可申請書

下記事項について変更しましたので、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、許可申請書を提出します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

金融庁長官  
国土交通大臣 殿  
知事

申請者 商号又は名称  
本店所在地

代表者氏名  
電話番号



変更申請事務  
担当者名  
電話番号  
メールアドレス

許可番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

## 記

◎ 変更区分

- 1. 法第8条第1項第1号に該当
- 2. 法第8条第1項第2号に該当
- 3. 法第8条第1項第3号に該当

◎ 事務所の新設・廃止・移転の区分

- 1. 事務所の新設
- 2. 事務所の廃止
- 3. 事務所の移転

◎ 廃止する事務所又は移転前の事務所

事務所の別	
事務所の名称	

所在地	
電話番号	

(第二面)

◎ 事務所に関する事項

事務所の別	
事務所の名称	

所在地	
電話番号	

◎ 不動産特定共同事業法施行令（平成6年政令第413号）第3条で定める使用人に関する事項

フリガナ	
氏名	
住所	

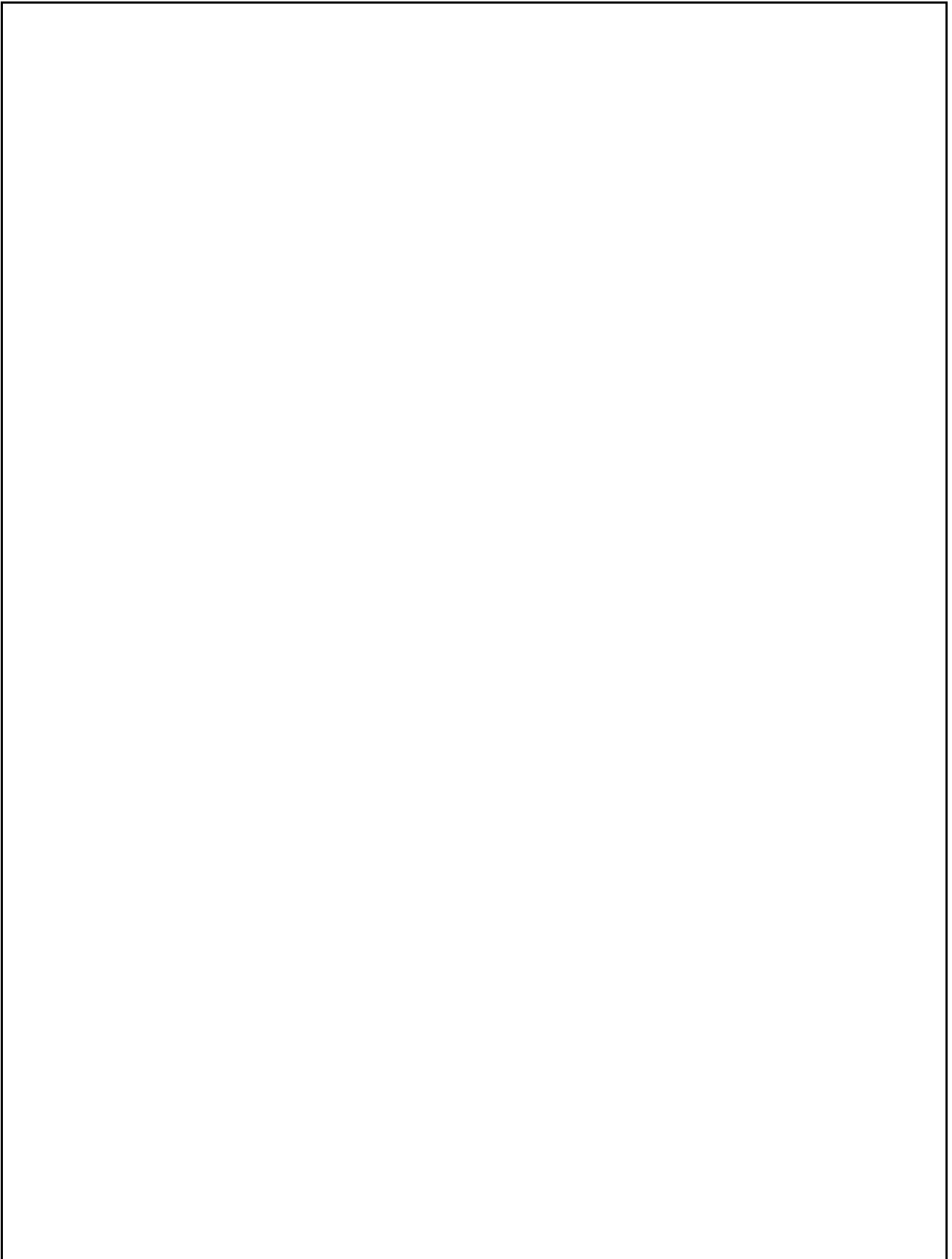
◎ 法第17条第1項に規定する者に関する事項

登録番号	第	号	ー
フリガナ			
氏名			
住所			

登録番号	第	号	ー
フリガナ			
氏名			
住所			

(第三面)

## 不動産特定共同事業に係る業務の方法







# 対象不動産変更型契約に係る業務に従事する者の証明書

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日


商号又は名称  
本店所在地

代表者氏名



◎ 対象不動産変更型契約に係る業務に従事する者に関する事項

フリガナ 被証明者氏名	
----------------	--

職務内容	
上記職務の遂行に係る部署	
在職期間	自 _____年 _____月 _____日 至 _____年 _____月 _____日
証明者	商号又は名称 所在地 業種 代表者氏名 
現職の内容	(不動産特定共同事業に関する 業務)

記載要領

1 各面共通事項

- ① 「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれー（ダッシュ）で区切り、記入すること。

(記入例) 03-5253-8111

- ② 「本店所在地」及び「所在地」の欄には、市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」ごとにそれぞれー（ダッシュ）で区切り、記入すること。

(記入例) 霞ヶ関2-1-3 [霞ヶ関2丁目1番3号の場合]

- ③ 1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

2 第一面関係

- ① 「許可番号」の欄には、許可権者について下表により該当する者を記入するとともに、許可番号を記入すること。

金融庁長官・国土交通大臣	埼玉県知事	静岡県知事	岡山県知事	大分県知事	北海道知事 (宗谷)
国土交通大臣	千葉県知事	愛知県知事	広島県知事	宮崎県知事	北海道知事 (オホ)
青森県知事	東京都知事	三重県知事	山口県知事	鹿児島県知事	北海道知事 (胆振)
岩手県知事	神奈川県知事	滋賀県知事	徳島県知事	沖縄県知事	北海道知事 (日高)
宮城県知事	新潟県知事	京都府知事	香川県知事	北海道知事 (石狩)	北海道知事 (十勝)
秋田県知事	富山県知事	大阪府知事	愛媛県知事	北海道知事 (渡島)	北海道知事 (釧路)
山形県知事	石川県知事	兵庫県知事	高知県知事	北海道知事 (檜山)	北海道知事 (根室)
福島県知事	福井県知事	奈良県知事	福岡県知事	北海道知事 (後志)	
茨城県知事	山梨県知事	和歌山県知事	佐賀県知事	北海道知事 (空知)	
栃木県知事	長野県知事	鳥取県知事	長崎県知事	北海道知事 (上川)	
群馬県知事	岐阜県知事	島根県知事	熊本県知事	北海道知事 (留萌)	

- ② 「事務所の別」の欄には、「主たる事務所」か「従たる事務所」の別について記入すること。

3 第二面関係

- ① 第一面は、事務所ごとに作成すること。

- ② 「事務所の別」の欄には、「主たる事務所」か「従たる事務所」の別について記入すること。

- ③ 「登録番号」の欄には、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第18条の規定により登録を受けた登録番号を記入すること。この際、登録を受けている都道府県知事については、下表により該当する都道府県知事を記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後のー（ダッシュ）の後ろに「1」を記入すること。

(記入例)

東京都知事 第 000100 号 -

[東京都知事登録第000100号の場合]

青森県知事	千葉県知事	静岡県知事	島根県知事	長崎県知事	北海道知事 (空知)
岩手県知事	東京都知事	愛知県知事	岡山県知事	熊本県知事	北海道知事 (上川)
宮城県知事	神奈川県知事	三重県知事	広島県知事	大分県知事	北海道知事 (留萌)
秋田県知事	新潟県知事	滋賀県知事	山口県知事	宮崎県知事	北海道知事 (宗谷)

山形県知事	富山県知事	京都府知事	徳島県知事	鹿児島県知事	北海道知事（オホ）
福島県知事	石川県知事	大阪府知事	香川県知事	沖縄県知事	北海道知事（胆振）
茨城県知事	福井県知事	兵庫県知事	愛媛県知事	北海道知事（石狩）	北海道知事（日高）
栃木県知事	山梨県知事	奈良県知事	高知県知事	北海道知事（渡島）	北海道知事（十勝）
群馬県知事	長野県知事	和歌山県知事	福岡県知事	北海道知事（檜山）	北海道知事（釧路）
埼玉県知事	岐阜県知事	鳥取県知事	佐賀県知事	北海道知事（後志）	北海道知事（根室）

#### 4 第三面関係

業務の内容、業務運営に関する規則等、不動産特定共同事業の業務の方法に関する事項を記載すること。

#### 5 第四面関係

「事業の種類」については、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、障害及び死因分類を定める政令に基づく告示（平成5年総務庁告示第60号）による日本標準産業分類表細分類による業種を記載すること。

#### 6 第五面関係

- ① 第四面は、対象不動産変更型契約に係る業務に従事する者の1人1人についてそれぞれ作成すること。
- ② 「職務内容」の欄には、被証明者が対象不動産変更型契約に係る業務を遂行するに足りる十分な知識及び経験を有することを証明する、その者の経歴について記載すること。

# 変更認可申請書

下記事項について変更しましたので、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第9条の規定により、認可申請書を提出します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

金融庁長官  
国土交通大臣 殿  
知事

申請者 商号又は名称  
本店所在地

代表者氏名  
電話番号

変更申請事務  
担当者名  
電話番号  
メールアドレス



許可番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

## 記

### 1. 変更内容

変更年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前

### 2. 変更理由

## 記載要領

- ① 「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれー（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

- ② 「本店所在地」の欄には、市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」ごとにそれぞれー（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）霞ヶ関2-1-3 [霞ヶ関2丁目1番3号の場合]

- ③ 1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

- ④ 「許可番号」の欄には、許可権者について下表により該当する者を記入するとともに、許可番号を記入すること。

金融庁長官・国土交通大臣	埼玉県知事	静岡県知事	岡山県知事	大分県知事	北海道知事（宗谷）
国土交通大臣	千葉県知事	愛知県知事	広島県知事	宮崎県知事	北海道知事（オホ）
青森県知事	東京都知事	三重県知事	山口県知事	鹿児島県知事	北海道知事（胆振）
岩手県知事	神奈川県知事	滋賀県知事	徳島県知事	沖縄県知事	北海道知事（日高）
宮城県知事	新潟県知事	京都府知事	香川県知事	北海道知事（石狩）	北海道知事（十勝）
秋田県知事	富山県知事	大阪府知事	愛媛県知事	北海道知事（渡島）	北海道知事（釧路）
山形県知事	石川県知事	兵庫県知事	高知県知事	北海道知事（檜山）	北海道知事（根室）
福島県知事	福井県知事	奈良県知事	福岡県知事	北海道知事（後志）	
茨城県知事	山梨県知事	和歌山県知事	佐賀県知事	北海道知事（空知）	
栃木県知事	長野県知事	鳥取県知事	長崎県知事	北海道知事（上川）	
群馬県知事	岐阜県知事	島根県知事	熊本県知事	北海道知事（留萌）	

- ⑤ 「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の内容を記載すること。

- ⑥ 不動産特定共同事業契約約款の追加又は変更をしようとする場合にあっては、不動産特定共同事業約款を新たに作成した上で添付すること。

# 変更届出書

不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第10条の規定により、下記の事項について届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

金融庁長官  
国土交通大臣 殿  
知事

届出者 商号又は名称  
本店所在地

代表者氏名  
電話番号



変更届出事務  
担当者名  
電話番号  
メールアドレス

許可番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

## 記

### 1. 変更内容

変更年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前

### 2. 変更理由

## 記載要領

- ① 「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること

（記入例）03-5253-8111

- ② 「本店所在地」欄には、市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）霞ヶ関2－1－3      [霞ヶ関2丁目1番3号の場合]

- ③ 1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

- ④ 「許可番号」の欄には、許可権者について下表により該当する者を記入するとともに、許可番号を記入すること。

金融庁長官・国土交通大臣	埼玉県知事	静岡県知事	岡山県知事	大分県知事	北海道知事（宗谷）
国土交通大臣	千葉県知事	愛知県知事	広島県知事	宮崎県知事	北海道知事（オホ）
青森県知事	東京都知事	三重県知事	山口県知事	鹿児島県知事	北海道知事（胆振）
岩手県知事	神奈川県知事	滋賀県知事	徳島県知事	沖縄県知事	北海道知事（日高）
宮城県知事	新潟県知事	京都府知事	香川県知事	北海道知事（石狩）	北海道知事（十勝）
秋田県知事	富山県知事	大阪府知事	愛媛県知事	北海道知事（渡島）	北海道知事（釧路）
山形県知事	石川県知事	兵庫県知事	高知県知事	北海道知事（檜山）	北海道知事（根室）
福島県知事	福井県知事	奈良県知事	福岡県知事	北海道知事（後志）	
茨城県知事	山梨県知事	和歌山県知事	佐賀県知事	北海道知事（空知）	
栃木県知事	長野県知事	鳥取県知事	長崎県知事	北海道知事（上川）	
群馬県知事	岐阜県知事	島根県知事	熊本県知事	北海道知事（留萌）	

- ⑤ 「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の内容を記載すること。

- ⑥ 許可申請時に提出した様式第一号のうち変更に係る面を変更後の内容に修正した上で添付すること。



# 廃業等届出書

不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第11条第1項の規定により、以下のとおり届け出ます。この届出書の記載事項は、  
事実と相違ありません。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

金融庁長官  
国土交通大臣 殿  
知事

届出者 住 所  
氏 名



事業者の別	<input type="checkbox"/> 1. 不動産特定共同事業者 <input type="checkbox"/> 2. 特例事業者
許可番号又は届出受理番号	第 _____ 号
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1. 合併による消滅 <input type="checkbox"/> 2. 破産による解散 <input type="checkbox"/> 3. 1及び2以外の理由による解散 <input type="checkbox"/> 4. 事業の廃止（外国法人の国内事務所廃止等）
商号又は名称	
代表者氏名	
住所	
届出の理由の生じた日	
不動産特定共同事業者と届出者の関係	<input type="checkbox"/> 元代表社員 <input type="checkbox"/> 破産管財人 <input type="checkbox"/> 清算人 <input type="checkbox"/> 代表社員

## 記載要領

- ① 「住所」の欄には、市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」ごとにそれぞれ一（ダッシュ）で区切り、記入すること。

(記入例) 霞ヶ関 2-1-3 [霞ヶ関 2丁目 1番 3号の場合]

- ② 「許可番号又は届出受理番号」の欄には、許可権者又は届出受理者について下表に該当する者を記入するとともに、許可番号又は届出受理番号を記入すること。

### 不動産特定共同事業者の場合

金融庁長官・国土交通大臣	埼玉県知事	静岡県知事	岡山県知事	大分県知事	北海道知事 (宗谷)
国土交通大臣	千葉県知事	愛知県知事	広島県知事	宮崎県知事	北海道知事 (オホ)
青森県知事	東京都知事	三重県知事	山口県知事	鹿児島県知事	北海道知事 (胆振)
岩手県知事	神奈川県知事	滋賀県知事	徳島県知事	沖縄県知事	北海道知事 (日高)
宮城県知事	新潟県知事	京都府知事	香川県知事	北海道知事 (石狩)	北海道知事 (十勝)
秋田県知事	富山県知事	大阪府知事	愛媛県知事	北海道知事 (渡島)	北海道知事 (釧路)
山形県知事	石川県知事	兵庫県知事	高知県知事	北海道知事 (檜山)	北海道知事 (根室)
福島県知事	福井県知事	奈良県知事	福岡県知事	北海道知事 (後志)	
茨城県知事	山梨県知事	和歌山県知事	佐賀県知事	北海道知事 (空知)	
栃木県知事	長野県知事	鳥取県知事	長崎県知事	北海道知事 (上川)	
群馬県知事	岐阜県知事	島根県知事	熊本県知事	北海道知事 (留萌)	

### 特例事業者の場合

#### (国土交通省)

北海道開発局長	北陸地方整備局長	中国地方整備局長
東北地方整備局長	中部地方整備局長	四国地方整備局長
関東地方整備局長	近畿地方整備局長	九州地方整備局長

#### (金融庁)

北海道財務局長	北陸財務局長	中国財務局長	九州財務局長
東北財務局長	東海財務局長	四国財務局長	
関東財務局長	近畿財務局長	福岡財務支局長	

#### (国土交通省・金融庁)

沖縄総合事務局長
----------

別記  
様式第七号（第十六条関係）

標 識

不 動 産 特 定 共 同 事 業 者 票			
許 可 番 号	金融庁長官 国土交通大臣 知事		
商 号 又 は 名 称			
代 表 者 氏 名			
この事務所に置かれて いる業務管理者の氏名			
本店又は主たる事務所 の 所 在 地			
電 話 番 号			
不動産特定共同事業法 第 2 条 第 4 項 各 号 の 種 別		第 1 号	第 2 号
		第 3 号	第 4 号

← 35 c m 以上 →

↑ 35cm以上 ↓

別記  
様式第八号（第十七条関係）

業 務 管 理 者 名 簿

事務所の所在地：

氏 名	住 所	生 年 月 日	取 引 主 任 者 登 録 番 号 / 登 録 年 月 日	実 務 経 験 事 項	主 務 大 臣 が 指 定 す る 講 習 を 修 了 し た こ と 又 は 登 録 証 明 事 業 に よ る 証 明 を 受 け て い る こ と を 示 す 事 項	事 務 所 の 業 務 管 理 者 と な っ た 年 月	事 務 所 の 業 務 管 理 者 で な く な っ た 年 月 日

備 考

- ① 「取引主任者登録番号／登録年月日」の欄には、宅地建物取引業（昭和27年法律第176号）第18条の規定により登録を受けた登録番号及び登録年月日を記入すること。
- ② 「実務経験に関する事項」の欄には、記入時点における不動産特定共同事業の業務に関する実務経験の年数及びその職務内容を記入すること（当該実務経験の年数が3年以上である者に限る。）
- ③ 「主務大臣が指定する講習を修了したこと又は登録証明事業による証明を受けていることを示す事項」の欄は、不動産特定共同事業の業務に関する実務経験の年数が3年未満である者に限って記入すること。
- ④ 記載事項について削除する箇所については下線を引くこと。  
（記入例）            下線

## 業務状況調書

(第一面)

作成者 商号又は名称  
本店所在地

代表者氏名  
電話番号

印

### I. 不動産特定共同事業契約の締結業務の状況

(自 年 月 日 至 年 月 日)

対象不動産の概要	
契約の種類別	
対象不動産変更型契約	
募集開始日	年 月 日
契約期間	年 か月
募集総額	円
契約額	契約者数 名 円 うち特例投資家数 名 円

(第二面)

作成者 商号又は名称  
本店所在地

代表者氏名  
電話番号



II. 不動産特定共同事業の実施の状況

(自 年 月 日 至 年 月 日)

対象不動産の概要			
前事業年度末時点の契約	契約者数 うち特例投資家数	名 名 月 日時点	円 円
前事業年度末時点の不動産特定共同事業に係る財産の合計額		年 月 日時点	円
事業開始日		年 月 日	
事業終了予定日		年 月 日	
事業期間		年 か月	
事業年度中の契約解除又は組合からの脱退	契約者数 うち特例投資家数 自 至	名 名 年 月 日 年 月 日	円 円
事業年度中の契約上の権利及び義務の譲渡	契約者数 うち特例投資家数 自 至	名 名 年 月 日 年 月 日	円 円
当該事業年度末時点の対象不動産の稼働率		年 月 日時点	%
当該事業年度の契約	契約者数 うち特例投資家数 自 至	名 名 年 月 日 年 月 日	円 円
当該事業年度末時点の不動産特定共同事業に係る財産の合計額		年 日時点	円
開始以来分配金合計	自 至	年 月 日 年 月 日	円
対象不動産変更型契約に基づく事業について追加する項目			
出資の追加募集	募集総額		円
	当該事業年度中の契約	契約者数 うち特例投資家数 自 至	名 名 年 月 日 年 月 日
対象不動産の変更			
財産の運用状況	投資対象		運用金額

不動産特定共同事業に係る財産及び損益の状況				
		第 期	第 期	第 期
		自 年 月 日	自 年 月 日	自 年 月 日
		金額	金額	金額
		千円	千円	千円
財産の状況	現金及び預金			
	対象不動産			
	その他資産			
	資産合計			
	負債合計			
	純資産合計			
	負債及び純資産合計			
	対象不動産の合計額			
	対象不動産の評価額 (事業開始当初比)			
損益の状況	賃貸事業収益			
	賃貸事業費用			
	賃貸NOI			
	賃貸事業損益			
	売買損益			
	営業者報酬			
	出資分配利益合計			
	出資(1口当たり)の 分配金(年換算利回り)			

(第三面)

作成者 商号又は名称  
本店所在地

代表者氏名  
電話番号



Ⅲ. 不動産特定共同事業契約の締結の代理又は媒介業務の状況

(自 年 月 日 至 年 月 日)

対象不動産の概要	
契約の種類別	
対象不動産変更型契約	
募集開始日	年 月 日
契約期間	年 か月
募集総額	円
うち当社募集 投資家数、額	契約者数 名 円 うち特例投資家数 名 円
報酬の額	円









## 記載要領

### 1 第一面、第二面及び第三面共通事項

- ① 第一面及び第二面は、不動産特定共同事業契約の当事者となる不動産特定共同事業者が記載すること。  
特例事業者が不動産特定共同事業契約の当事者である場合にあっては、当該不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の委託を受けた法人が記載すること。
- ② 「対象不動産の概要」の欄には、対象不動産の特定に必要な事項について記載すること。

### 2 第一面関係

- ① 当該事業年度における契約の締結の実績を全て記載すること。
- ② 「契約の種別」の欄には、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下「法」という。）第2条第3項各号に掲げる契約の種別を記載すること。
- ③ 「対象不動産変更型契約」の欄には、当該商品が対象不動産変更型契約に該当するか否かを記載すること。

### 3 第二面関係

- ① 「対象不動産の概要」から「開始以来分配金合計」までの欄には、当該事業年度に実施中の不動産特定共同事業（当該事業年度に終了したものを含む。）ごとに作成すること。  
ア 「財産の合計額」は、不動産特定共同事業契約に係る財産の額の合計とする。  
イ 「事業年度中の契約解除又は組合からの脱退」の欄には、当該事業年度において契約を解除し、又は組合から脱退した投資家数及び額を記載すること。  
ウ 「事業年度中の契約上の権利の譲渡及び義務の譲渡」の欄には、当該事業年度において契約上の権利及び義務の譲渡を行った投資家数及び額を記載すること。
- ② 「対象不動産変更型契約に基づく事業について追加する項目」については、次に従い作成すること。  
ア 当該商品において当該事業年度内に不動産の変更を目的として対象不動産の売買が行われた場合には、「対象不動産の変更」の欄に該当する旨を記載すること。  
イ 「財産の運用状況」の欄には、不動産を含め出資された財産の運用の状況を記載すること。また「運用金額」については、先物取引にあっては証拠金額を、オプション取引の場合にあってはオプションの対価の額を記載すること。

### 4 第三面関係

- ① 第三面は、不動産特定共同事業契約の代理又は媒介を行う法人（以下「当社」という。）が記載すること。
- ② 「契約の種別」の欄には、法第2条第3項各号に掲げる契約の種別を記載すること。
- ③ 「対象不動産変更型契約」の欄には、当該商品が対象不動産変更型契約に該当するか否かを記載すること。
- ④ 「うち当社募集投資家数、額」の欄には、当社が代理又は媒介を行った出資又は賃貸若しくは賃貸委任の目的である財産を出資した投資家数及び額の合計を、当該事業年度末時点で記入すること。
- ⑤ 「報酬の額」の欄には、当該事業年度内に当社が受領した報酬の合計額を記載すること。

### 5 第四面関係

- ① 比較貸借対照表に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。  
また、比較貸借対照表に掲げる科目が必要ない場合には削除することを妨げない。
- ② 千円単位をもって表示すること。
- ③ 期末保証債務残高がある場合には、その残高を注記すること。
- ④ 会社が発行する株式及び発行済株式の種類並びに総数については、注記すること。
- ⑤ 純資産額から⑨の新株式申込証拠金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益剰余金の合計額を下回る場合には、その差額を

- 注記すること。
- ⑥ 会社が保有する自己株式の数は、株式の種類ごとに注記すること。
  - ⑦ 「その他の流動資産」、「その他の有形固定資産」、「その他の無形固定資産」、「その他の投資その他の資産」又は「その他の繰延資産」に属する資産でその金額が総資産の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
  - ⑧ ⑦は、負債の部の記載に準用する。
  - ⑨ 新株式申込証拠金の科目には、申込期日経過後における新株式申込証拠金を記載すること。
  - ⑩ 新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に組み入れられないことが予定されている金額は、注記すること。
  - ⑪ 自己株式の科目は、控除する形式で記載すること。
  - ⑫ 自己株式申込証拠金の科目には、申込期日経過後における申込証拠金を記載すること。
  - ⑬ その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益の科目には、資産につき時価を付すものとした場合における当該資産の評価差額金（当期純利益又は当期純損失として計上したものを除く。）を記載すること。
  - ⑭ 土地再評価差額金の科目は、土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）第7条第2項に規定する再評価差額金を記載すること。
  - ⑮ 資産の評価の方法、固定資産の減価償却の方法、重要な引当金の計上の方法その他の財務諸表の作成に関する重要な会計方針変更がある場合には、その内容を注記すること。
  - ⑯ 会計処理の原則又は手続を変更した場合においてはその内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を、表示方法を変更した場合においてはその内容を注記すること。
  - ⑰ 決算日後、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記すること。
  - ⑱ 記載要領において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記すること。
  - ⑲ この面は、有価証券報告書をもって、これに代えることができるものとする。
  - ⑳ 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」として、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、「自己株式」、「自己株式申込証拠金」及び「新株予約権」の記載を要しない。資本剰余金については、「資本準備金」と「その他資本剰余金」に区分しての記載を要しない。利益剰余金については、「利益準備金」と「その他利益剰余金」に区分しての記載を要しない。

別記

(A4)

年 月 日

様式第十号 (第二十六条関係)

金融庁長官  
国土交通大臣 殿  
知事

商号又は名称  
本店所在地

代表者氏名  
電話番号

印

許可番号

第 号

## 平成 年度事業報告書

自平成 年 月 日  
至平成 年 月 日

標記の事業年度が終了したので、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第33条の規定により、下記のとおり報告いたします。

### 記

- 1 事業の概要
- 2 不動産特定共同事業に関する事項  
業務状況調書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ  
(様式第九号により記載すること。)
- 3 株主に関する事項  
主たる出資者の名簿  
(別表(イ)により記載すること。)
- 4 経理の状況
  - (1) 比較貸借対照表  
(様式第九号により記載すること。)
  - (2) 比較損益計算書  
(別表(ロ)により記載すること。)
  - (3) 株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書  
(別表(ハ)により記載すること。)











## 記載要領

- ① 「許可番号」の欄には、許可権者について下表に該当する者を記入するとともに、許可番号を記入すること。

金融庁長官・国土交通大臣	埼玉県知事	静岡県知事	岡山県知事	大分県知事	北海道知事（宗谷）
国土交通大臣	千葉県知事	愛知県知事	広島県知事	宮崎県知事	北海道知事（オホ）
青森県知事	東京都知事	三重県知事	山口県知事	鹿児島県知事	北海道知事（胆振）
岩手県知事	神奈川県知事	滋賀県知事	徳島県知事	沖縄県知事	北海道知事（日高）
宮城県知事	新潟県知事	京都府知事	香川県知事	北海道知事（石狩）	北海道知事（十勝）
秋田県知事	富山県知事	大阪府知事	愛媛県知事	北海道知事（渡島）	北海道知事（釧路）
山形県知事	石川県知事	兵庫県知事	高知県知事	北海道知事（檜山）	北海道知事（根室）
福島県知事	福井県知事	奈良県知事	福岡県知事	北海道知事（後志）	
茨城県知事	山梨県知事	和歌山県知事	佐賀県知事	北海道知事（空知）	
栃木県知事	長野県知事	鳥取県知事	長崎県知事	北海道知事（上川）	
群馬県知事	岐阜県知事	島根県知事	熊本県知事	北海道知事（留萌）	

- ② 別表（イ）の主たる出資者については、当該事業年度末において、最も大口の出資者から順次10位までの者について記載すること。
- ③ 別表（ロ）及び別表（ハ）に記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- ④ 別表の作成に当たり該当事項がない場合においては、その旨を記載すること。
- ⑤ 財務諸表の作成に関し、会計処理の原則又は手続を変更した場合においてはその内容、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容を、表示方法を変更した場合においてはその内容を、別表（ハ）の次に注記すること。
- ⑥ 比較貸借対照表又は比較損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。  
また、比較貸借対照表、比較損益計算書に掲げる科目が必要ない場合には削除することを妨げない。
- ⑦ 決算日後、翌事業年度以降の財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を記載要領⑤による注記の次に記載すること。
- ⑧ 不動産特定共同事業法施行規則（平成7年大蔵省・建設省令第2号）において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政及び経営の状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記のとして記載すること。
- ⑨ 別表（ロ）及び別表（ハ）は、有価証券報告書をもってこれに代えることができるものとする。
- ⑩ 別表（ハ）の株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- ⑪ 株主資本以外の各項目は、当期変動額を純額で記載することに代えて、変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。また変動事由ごとにその金額を株主資本等変動計算書に記載する場合には、概ね株主資本の各項目に係る変動事由の次に記載する。
- ⑫ 別表（ハ）のその他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、投機変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- ⑬ 別表（ハ）の評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- ⑭ 別表（ハ）の各合計額の記載は省略することができる。その他資本剰余金、その他利益剰余金及び評価・換算差額等は、上記科目以外の適当な名称を付した科目に細分し、記載することができる。
- ⑮ 別表（ハ）について、法人が持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」として、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載し、社員資本等変動計算書については「社員資本」及び「評価・換算差額等」のみ記載し、「社員資本」については「資本金」、「資本剰余金」及び「利

益剰余金」のみ記載すること。なお、「資本剰余金」については、「資本剰余金」と「その他資本剰余金」に区分しての記載を要しない。「利益剰余金」については、「利益準備金」と「その他利益剰余金」に区分しての記載を要しない。

表

第	号	平成	年	月	日	（有効期間	か年）	
				所	属			
				職	名			
				氏	名			
						年	月	生
上記の者は、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号） 第410条第1項の規定により立入検査をすることができる者である ことを証する。								
国土交通大臣				知事				印

8.5cm

6cm

裏

不動産特定共同事業法抜粋

第40条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、不動産特定共同事業（特例事業者が営むものを除く。以下この項において同じ。）を営む者（都道府県知事にあっては、当該都道府県の区域内においてこれを営む者に限る。以下この項に同じ。）、当該不動産特定共同事業を営む者と取引をする者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の受けた者に対し、当該不動産特定共同事業を営む者の業務若しくは財産について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該不動産特定共同事業を営む者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者の事務所その他その業務が行われる場所に立ち入り、当該不動産特定共同事業を営む者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。主務大臣は不動産特定共同事業を営むすべての者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域内において不動産特定共同事業を営む者に対し、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その業務若しくは財産について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に事務所その他その業務が行われる場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

# 特例事業開始届出書

(第一面)

不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第40条の2第2項の規定により、下記の事項について届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

金融庁長官  
国土交通大臣 殿

申請者 商号又は名称  
本店所在地

代表者氏名  
電話番号

届出事務  
担当者名  
電話番号  
メールアドレス

特例事業者届出受理番号

号



◎ 商号又は名称及び住所

フリガナ			
商号又は名称			
住所			
郵便番号	—		

◎ 資本金又は出資の額（単位：円）

円
---

◎ 不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の委託先の商号又は名称及び住所

フリガナ			
商号又は名称			
住所			
郵便番号	—		

◎ 不動産特定共同事業契約の締結の勧誘の業務の委託先の商号又は名称及び住所

フリガナ			
商号又は名称			
住所			
郵便番号	—		

◎ 役員に関する事項

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	

役 職 名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	

(第三面)

事務所の名称	
--------	--

◎ 事務所に関する事項

所在地	
電話番号	

◎ 不動産特定共同事業法施行令（平成6年政令第413号）第7条で定める使用人に関する事項

フリガナ	
氏名	
住所	



## 記載要領

### 1 各面共通事項

- ① 「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

- ② 「本店所在地」、「住所」及び「所在地」の欄には、市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）霞ヶ関2－1－3      [霞ヶ関2丁目1番3号の場合]

- ③ 1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

### 2 第二面関係

「役員」とは、業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役若しくは執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を記入すること。

（例） 代表取締役、取締役、会計参与、監査役、代表執行役、執行役、代表社員、理事、監事等

## 添付書類（1）

役員が法人である場合の当該法人及び当該役員の職務を行うべき者

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

フリガナ 法人の商号又は名称	
フリガナ 氏名	
住所	

## 添付書類 (2) - 1

## 略歴表

(フリガナ) 氏名			
職名		生年月日	年 月 日
住所			
略 歴	期 間		従 事 し た 職 務 の 内 容
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	
至	年 月 日		
賞 罰	年 月 日		賞 罰 の 内 容
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
上記のとおり相違ありません。			
_____年 _____月 _____日			
氏名			(印)

## 添付書類 (2) - 2

## 法人の沿革

フリガナ 商号又は名称	
フリガナ 代表者の氏名	
住所	電話番号 (     )     -
設立年月日	
設立の経緯	
設立後の経緯	年     月     沿革の内容
賞罰	年     月     賞罰の内容
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>_____年 _____月 _____日</p> <p style="text-align: center;">代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">(印)</p>	

## 記載要領

### 1 各面共通事項

- ① 「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

- ② 「本店所在地」、「住所」及び「所在地」の欄には、市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）霞ヶ関2－1－3      [霞ヶ関2丁目1番3号の場合]

- ③ 1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

- ⑤ 添付書類（2）－1は、役員（法人であるものを除く。）、不動産特定共同事業施行令（平成6年政令第413号）第7条で定める使用人の1人1人についてそれぞれ作成すること。なお、「賞罰」の欄は、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下同じ。）第6条第6号ハからチまでのうち該当するものを全て記入すること。

- ⑥ 添付書類（2）－2は、役員が法人である場合に、当該法人について作成すること。なお、「賞罰」の欄は、法第6条第3号及び第5号のうち該当するものを全て記入すること。

# 変更届出書

不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第40条の2第4項の規定により、下記の事項について届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

金融庁長官  
国土交通大臣 殿

申請者 商号又は名称  
本店所在地

代表者氏名  
電話番号

変更届出事務  
担当者名  
電話番号  
メールアドレス



## 記

特例事業者届出受理番号

第 \_\_\_\_\_ 号

### 1. 変更内容

変更年月日	変更に係る事項	
	変更後	変更前

### 2. 変更理由

## 記載要領

- ① 「電話番号」の欄には、市外局番、市内局番及び番号ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）03-5253-8111

- ② 「本店所在地」欄には、市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

（記入例）霞ヶ関2－1－3      [霞ヶ関2丁目1番3号の場合]

- ③ 1枚で記入しきれない面がある場合には、当該面と同じ様式の書面に記入して、その書面を当該面の次に添付すること。

- ④ 「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の内容を記載すること。

- ⑤ 特例事業開始の届出時に提出した様式第十二号のうち変更に係る面を変更後の内容に修正した上で添付すること。

# 特例事業不該当事由届出書

不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第40条の2第7項の規定により、以下のとおり届け出ます。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

金融庁長官  
国土交通大臣 殿

特例事業者 商号又は名称  
本店所在地  
  
代表者氏名  
  
届出事務  
担当者名  
電話番号  
メールアドレス



特例事業者届出受理番号

第 \_\_\_\_\_ 号

届出の理由	
商号又は名称	
代表者氏名	
住所	
届出の理由の生じた日	
その他	




## 記載要領

- ① 「住所」の欄には、市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」ごとにそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、記入すること。

(記入例)霞ヶ関2－1－3      [霞ヶ関2丁目1番3号の場合]

- ② 「届出の理由」の欄には、特例事業に該当しなくなった理由を記載すること。
- ③ 特例事業の要件を満たすために必要な措置を講じる場合には、「その他」の欄に、その旨と対応策について記載すること。

表

第	号	平成	年	月	日	（有効期間	か年）
				所	属		
				職	名		
				氏	名		
						年	月
							生
<p>上記の者は、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号） 第40条の2第8項の規定により立入検査をすることができる者 であることを証する。</p>							
<p>国土交通大臣 知事</p>							

← →

8.5cm

↑ ↓

6cm

裏

不動産特定共同事業法抜粋

第40条 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、不動産特定共同事業（特例事業者が営むものを除く。以下この項において同じ。）を営む者（都道府県知事にあっては、当該都道府県の区域内においてこれを営む者に限る。以下この項に同じ。）、当該不動産特定共同事業を営む者と取引をする者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の受けた者に対し、当該不動産特定共同事業を営む者の業務若しくは財産について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該不動産特定共同事業を営む者若しくは当該不動産特定共同事業を営む者から業務の委託を受けた者の事務所その他その業務が行われる場所に立ち入り、当該不動産特定共同事業を営む者の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。主務大臣は不動産特定共同事業を営むすべての者に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域内において不動産特定共同事業を営む者に対し、この法律の施行のため必要があると認めるときは、その業務若しくは財産について報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に事務所その他その業務が行われる場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第40条の2

8 主務大臣は、特例事業者に対し、その業務に係る状況を確認するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第2項の規程による届出に係る事項に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に事務所その他その業務が行われる場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査（同項の規定による届出に係る事項に関し必要なものに限る。）をさせ、若しくは同項の規定による届出に係る事項に関し、関係者に質問させることができる。

9 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

標 識

不 動 産 特 定 共 同 事 業 者 票			
届 出 受 理 番 号	第 号		
商 号 又 は 名 称			
代 表 者 氏 名			
この事務所に置かれて いる業務管理者の氏名			
本 店 又 は 主 た る 事 務 所 在 地			
電 話 番 号			
法 2 条 第 4 項 各 号 の 種 別		第 1 号	第 2 号
		第 3 号	第 4 号
当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1 項の信託業務の範囲内で不動産特定共同事業を営んでおります。			
35 c m 以上			

35cm以上

備考

本標識中、「届出受理番号」の欄には、不動産特定共同事業法施行令（平成6年政令第413号）第10条第3項の規定による届出に係る番号を記載すること。